

令和元年度 健全化判断比率を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられています。この指標は、一定期間内の収支勘定を見る指標（フロー指標）としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と、ある時点での資産の量を測る指標（ストック指標）としての将来負担比率で構成されています。また、公営企業につきましては、資金不足比率で構成されています。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で（公営企業会計では経営健全化基準）財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

【令和元年度決算に基づく健全化判断比率】

指 標	相生市	（平成30年度）	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	（ — ）	13.75%	20.00%
連結実質赤字比率	—	（ — ）	18.75%	30.00%
実質公債費比率	14.0%	（ 14.0%）	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	91.5%	（103.4%）	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

【令和元年度決算に基づく資金不足比率】

公 営 企 業 会 計	相生市	（平成30年度）	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	（ — ）	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	（ — ）	
農業集落排水事業特別会計	—	（ — ）	

※資金不足額がない会計は「—」で表示しています。

相生市の各指標の算定結果は上記の表のとおりであり、いずれの指標についても早期健全化基準をクリアしており、前年度と比較して、実質公債費比率は同数値であったものの、将来負担比率は11.9ポイント改善しています。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足が生じていないため、比率は生じていません。

相生市の財政運営は今後も厳しい状況が続くと予想されますが、これからも健全な財政運営に努めます。

<参考>

○健全化判断比率等の対象となる会計範囲

地方公共団体	一般会計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	特別会計	看護専門学校特別会計						
		国民健康保険特別会計	公営事業会計					
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療保険特別会計						
		公共下水道事業特別会計 (法非適)	公営企業会計					
		農業集落排水事業特別会計 (法非適)						
		病院事業会計 (法適)						
一部事務組合・広域連合			安室ダム水道用水供給企業団					
			西播磨水道企業団					
			赤相農業共済組合					
			西はりま消防組合					
地方公社・第三セクター等			該当なし					

※公営企業会計
ごとに算定

○用語の説明

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める割合

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

※標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模

※準元利償還金：公営企業の元利償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの